

<資料編>

人權環境部

第1回草津市路上喫煙対策委員会出席者名簿

[委員]

(50音順・敬称略)

	氏名	所属等	備考
1	示林 邦男	草津市自治連合会 副会長	副委員長
2	鶴井 輝行	草津市商店街連盟 会長	
3	齋藤 幸滋	一般公募委員	
4	武田 良子	一般公募委員	
5	田村 常人	草津市たばこ小売人連盟 会長	
6	寺尾 敦史	滋賀県南部振興局 草津保健所長	委員長
7	早稀 完治	弁護士	
8	福谷 正明	草津市P.T.A連絡協議会 会長	

[事務局]

	氏名	所属等	備考
1	北川 恒幸	人権環境部 部長	
2	進藤 良和	人権環境部 市民環境担当理事	
3	中西 久雄	人権環境部市民課 主監	
4	黒川 克彦	人権環境部市民課 専門員	

<資料2-1>

草津市路上喫煙の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止により、路上喫煙による身体および財産への被害の防止ならびに健康への影響の抑制を図り、もって市民等の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙することができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うことまたは火のついたたばこを手持することをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車および普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為をする場合は、この限りではない。
- (2) 道路等 道路その他の公共の場所（室内およびこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、もしくは滞在し、または市内を通過する者をいう。

(市の責務)

第3条 本市は、路上喫煙の防止に関する施策を実施するとともに、路上喫煙の防止に関する市民等および事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(市民等および事業者の責務)

第4条 市民等は、他人に迷惑を及ぼし、または被害を与えるおそれのある路上喫煙をしないよう努めなければならない。

2 市民等および事業者は、路上喫煙の防止に関する本市の施策に協力しなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第5条 市長は、市民等の身体および財産への被害を防止し、または市民等の健康への影響を抑制するため、特に路上喫煙を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、期間または時間を設けて行うことができる。

3 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示する。

(路上喫煙禁止区域の指定の変更または解除)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、または解除することができる。

2 前条第2項および第3項の規定は、前項の規定による路上喫煙禁止区域の指定の変更または解除について準用する。

<資料2-1>

(路上喫煙禁止区域における路上喫煙の禁止)

第7条 市民等は、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

<資料2-2>

草津市路上喫煙の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年草津市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(路上喫煙対策委員会)

第2条 路上喫煙禁止区域の指定等について、市長に意見を具申するため、草津市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員の定数は、10人以内とする。

3 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。

5 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により定める。

6 委員会の委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

8 委員会は、第1項に規定する意見具申を行うため必要があると認めるときは、職員その他関係者に対して、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

9 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条 委員会の庶務は、人権環境部市民課において処理する。

第5条 第2条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(路上喫煙禁止区域の標識等の設置)

第6条 市長は、条例第5条第1項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、当該区域内で公衆が見やすい場所に、路上喫煙禁止区域である旨を表示した標識および当該路上喫煙禁止区域の図を設置するものとする。

(路上喫煙禁止区域の指定等をする際に告示する事項)

第7条 条例第5条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 指定した路上喫煙禁止区域および当該区域の名称

(2) 条例第5条第2項の規定により期間または時間を限って路上喫煙禁止区域を指定した場合にあっては、その期間または時間

<資料2-2>

- (3) 路上喫煙禁止区域の指定の効力が生じる日
- 2 条例第6条第2項の規定において準用する条例第5条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 路上喫煙禁止区域の指定を変更し、または解除した区域およびその名称
 - (2) 路上喫煙禁止区域の指定の変更または解除の内容
 - (3) 路上喫煙禁止区域の指定の変更または解除の効力が生じる日

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。





<資料3-2>

定点調査結果一覧表(1時間当たりの歩行者等通行量)

◆調査日 H20. 6. 16~7. 16 (平日)

◆調査時間帯 午前7時30分~午前8時30分

◆()書は小学生

<草津駅周辺>

定点調査 地点	歩行者数	自転車数
1	791	156
2	2,064	1,530
3	938	2,286
4	3,256	1,188
5	1,245(195)	308
6	301	147
7	404	266
8	332	271

<南草津駅周辺>

定点調査 地点	歩行者数	自転車数
1	1,156(89)	0
2	343	174
3	283	354



